

# 職場でつらい思いをしていませんか？

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由として  
解雇などの不利益な取扱いをすることは  
法律で禁止されています



日本人労働者・外国人労働者（在留資格）を問わず、  
「妊娠したから解雇」は違法です！

「産休・育休は認めない」  
と言われた

「短時間勤務を利用するなら  
パートになれ」と言われた

育休を取得したら降格させられた

産前・産後休業を取得したら  
減給された

妊娠の事実を伝えたら  
「ビザ更新の協力はしない」  
と言われた

「母性健康管理措置」を利用して  
休職したら解雇された

例えば・・・

こんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・つわりで仕事を休んだ
- ・産前・産後休業をとった など

こんな取扱いを受けたら違法です！

- ・解雇された
- ・在留許可の更新がされなかった
- ・減給された など

「出産後（育児休業からの復帰後）も仕事を続けたい！」  
と会社にはっきり意思を伝えましょう。

妊娠・出産時に利用できる制度については裏面へ

さらに・・・

職場でのハラスメントに困っている場合には、  
もうひとつのリーフレットもチェックしてみてください

# 妊娠・出産、育児にあたり利用できる制度※

妊娠・出産した女性労働者が利用できる制度や措置	育児中の男女労働者が利用できる制度や措置（一部）
<p>◆産前休業、産後休業 出産予定日の6週間前から休むことができます。出産後は原則8週間は働くことはできません。</p> <p>◆軽易業務転換 妊娠中は他の軽易な業務への転換を請求できます。</p> <p>◆母性健康管理措置 妊婦健康診査等で医師等から指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。</p> <p>◆危険有害業務の就業制限 重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所等における業務に、女性が就くことはできません。</p> <p>◆育児時間 子どもが1歳未満の女性は、休憩時間の他に1日2回各々30分の育児時間を請求できます。</p> <p>◆時間外、休日労働、深夜業の制限 時間外労働、休日労働または深夜業の免除を請求することができます。</p>	<p>◆育児休業 原則として子の1歳の誕生日の前日まで休むことができます。休みを2回に分割することもできます。</p> <p>◆産後パパ育休（出生時育児休業） 子の出生後8週間以内に4週間まで、分割して2回まで、育児休業とは別に取得できます。</p> <p>◆育児短時間勤務 3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度があります。</p> <p>◆子の看護休暇 小学校就学前までの子を養育する従業員は、病気やけがをした子の看護などを行うために、年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、1時間単位で休むことができます。</p> <p>◆所定外労働の制限 3歳未満の子を養育する従業員は所定外労働（残業）の免除を請求することができます。</p>

※制度の説明は簡略化されたものです。詳細な取得要件などは会社や労働局にお問い合わせください。

制度について詳しく知りたいとき、あるいは妊娠・出産、育児休業等に関するトラブルが発生した場合は、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

相談は匿名でも受け付けます。相談者のプライバシーは厳守します。

なお、ご希望の場合は、会社に対し法律や制度を説明することも可能です。

相談先住所一覧



## 都道府県労働局 雇用環境均等部（室）電話番号一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6269	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

・電話での相談は、日本語で対応します。

・相談窓口へ直接お越しいただけますと、通訳を介した相談が可能です。

### 【参考】男女雇用機会均等法 概要



英語



中国語



ポルトガル語



ベトナム語



日本語